



令和3年度
西宮市参画と協働のまちづくり
取組状況報告書

はじめに

近年、地域課題や市民ニーズの多様化、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。市民の皆さんが元気でいきいきと暮らし、より豊かで充実した毎日を過ごすことができる、そのようなまちづくりを進めていくためには、市民参加の機会確保や市民協働を通じて、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験を市政運営等に生かしていくことが重要になります。

西宮市では、参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民の皆さんに分かりやすいものとするため、平成21年4月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を全面施行しました。条例にもとづき、毎年様々な参画と協働の取組が行われています。

本報告書は、条例第17条第2号にもとづき、参画と協働の取組状況を取りまとめたものです。この報告書をご覧いただいた皆さんが、参画と協働の取組に関心を抱き、市政への参画や市との協働に取り組んでいただくことで、今後、参画と協働の輪が更に広がることを期待しています。

<報告書の内容>

I 参画の取組

- | | | |
|------------------|------------|-----|
| 1 計画等の策定に係る参画の取組 | ・・・・・・・・・・ | P.2 |
| 2 附属機関 | ・・・・・・・・・・ | P.3 |

II 協働の取組

- | | | |
|--------------------------------|------------|------|
| 1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施 | ・・・ | P.5 |
| 2 市の機関による協働の取組状況 | ・・・・・・・・・・ | P.14 |

III 参画と協働の啓発の取組

- | | | |
|-----------------------|------------|------|
| 1 新入職員研修 | ・・・・・・・・・・ | P.15 |
| 2 その他の参画と協働の啓発の取組について | ・・・・・・・・・・ | P.15 |

IV その他の取組

- | | | |
|--------------------------|------------|------|
| 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 | ・・・・・・・・・・ | P.16 |
| 2 参画の取組予定の公表 | ・・・・・・・・・・ | P.18 |
| 3 市民活動等に対する支援制度 | ・・・・・・・・・・ | P.18 |
| 4 まちづくり支援自販機 | ・・・・・・・・・・ | P.19 |

- | | | |
|-----------------------|------------|------|
| <参考>西宮市参画と協働の推進に関する条例 | ・・・・・・・・・・ | P.20 |
|-----------------------|------------|------|

I 参画の取組

1 計画等の策定に係る参画の取組

① 説明会等の実施（条例第7条関係）

計画等の素案の策定にあたり、策定委員会（附属機関）、ワークショップ、アンケートなど、市民、関係者及び関係団体等の意見を聴く機会を設け、そこで寄せられた意見を参考にして、計画等の素案の作成を行いました。

② 意見提出手続（パブリックコメント）（条例第6条関係）

意見提出手続（パブリックコメント）とは、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求める制度です。提出いただいた意見及びその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して案の作成を行いました。

<令和3年度実施結果>

| No. | 案 件 名 | 提出者数 | 提出意見数 | 反映 | 今後の | その他 |
|-----|----------------------------------|------|-------|-----|------|------|
| | | | | 件数 | 参考意見 | 意見 |
| 1 | 西宮市景観計画改定（素案） | 0人 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 2 | 第2次西宮市消費者教育推進計画（素案） | 6人 | 15件 | 2件 | 10件 | 3件 |
| 3 | 西宮市文化財保存活用地域計画（素案） | 15人 | 33件 | 3件 | 2件 | 28件 |
| 4 | 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し（素案） | 17人 | 64件 | 3件 | 47件 | 14件 |
| 5 | 西宮市地域福祉計画（素案） | 10人 | 38件 | 3件 | 23件 | 12件 |
| 6 | （仮称）第二次西宮市空家等対策計画（素案） | 2人 | 5件 | 1件 | 2件 | 2件 |
| 7 | （仮称）越木岩センター整備事業【基本構想・基本計画】（素案） | 19人 | 57件 | 1件 | 41件 | 15件 |
| 8 | 西宮市都市交通計画（素案） | 8人 | 34件 | 0件 | 19件 | 15件 |
| 9 | 西宮市建築系公共施設個別施設計画（素案） | 2人 | 8件 | 0件 | 2件 | 6件 |
| 10 | 西宮市幼児教育・保育ビジョン（素案） | 8人 | 24件 | 0件 | 16件 | 8件 |
| 11 | 第11次西宮市交通安全計画（素案） | 11人 | 29件 | 0件 | 14件 | 15件 |
| 12 | 西宮市営住宅整備・管理計画（案） | 3人 | 12件 | 0件 | 2件 | 10件 |
| 合 計 | | 101人 | 319件 | 13件 | 178件 | 128件 |

※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいいます。

※ 各案件の実施結果については、市のホームページ「意見提出手続（パブリックコメント）を過去に実施した案件」のページ（ページ番号：18521303）で公表しています。

2 附属機関

市が事務の執行にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を求めるために設置する機関です。条例では、多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、幅広い分野からの委員の選任、公募委員の選任、委員氏名等の公表、会議の公開等に関する規定が設けられています。

条例にもとづく取組状況（令和3年8月1日時点）は以下の①～⑥のとおりです。

● 附属機関数 **95機関**

（うち、過去1年間に活動実績があった附属機関数 **67機関**）

① 委員の年齢構成（条例第11条第1項第1号関係）

| | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代～ | 合計 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 委員数 | 6名 | 32名 | 146名 | 266名 | 242名 | 133名 | 825名 |
| 割合 | 0.7% | 3.9% | 17.7% | 32.3% | 29.3% | 16.1% | — |

② 公募委員の選任（条例第11条第1項第2号関係）

| | 公募制を導入している | 公募制を導入していない | | | | |
|-----|------------|-------------|------|-----|-------|------|
| | | 理由ア | 理由イ | 理由ウ | 理由エ | |
| 機関数 | 19機関 | 48機関 | 3機関 | 0機関 | 41機関 | 4機関 |
| 割合 | 28.4% | 71.6% | 4.5% | 0% | 61.2% | 5.9% |

理由ア 法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ 特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ その他公募によることが不相当であると認められるもの

<参考>

● 全附属機関の公募委員数の合計 **37名**

一口メモ

公募委員を募集する際は、市政ニュースや市のホームページでお知らせします。また、市のホームページ「審議会（附属機関）等における委員公募予定」のページ（ページ番号：63112156）では、その年に委員公募を行う予定の附属機関名や公募時期等も公表しています。

皆様からのご応募をお待ちしています。

③ 委員氏名等の公表（条例第 11 条第 2 項関係）

| 公表している | | 公表していない | |
|--------|-------|---------|------|
| 機関数 | 割合 | 機関数 | 割合 |
| 63 機関 | 94.0% | 4 機関 | 6.0% |

④ 会議の公開（条例第 11 条第 3 項関係）

| | 原則公開している | 公開していない | | | |
|-----|----------|---------|------|-------|-------|
| | | 1号理由 | 2号理由 | 3号理由 | |
| 機関数 | 44 機関 | 23 機関 | 2 機関 | 12 機関 | 9 機関 |
| 割合 | 65.7% | 34.3% | 3.0% | 17.9% | 13.4% |

1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤ 開催日時等の事前公表（条例第 11 条第 4 項関係）

| 公表している | | 公表していない | |
|--------|-------|---------|-------|
| 機関数 | 割合 | 機関数 | 割合 |
| 57 機関 | 85.1% | 10 機関 | 14.9% |



⑥ 会議録等の公表（条例第 11 条第 5 項関係）

| ホームページで公表(※) | | 所管課等への備え付けのみ | | 公表していない | |
|--------------|-------|--------------|-------|---------|-------|
| 機関数 | 割合 | 機関数 | 割合 | 機関数 | 割合 |
| 45 機関 | 67.2% | 10 機関 | 14.9% | 12 機関 | 17.9% |

(※) 所管課等への備え付けを併せて行っている機関を含む。

一口メモ

各附属機関の概要は、市のホームページ「西宮市の審議会（附属機関）の一覧」のページ（ページ番号：96348365）でご確認いただくことができます。また、各附属機関の委員情報及び会議録は、原則として、市のホームページ又は担当課の窓口で公表しています（非公表の附属機関もあります）。

Ⅱ 協働の取組

1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施（条例第15条関係）

市内で活動している団体からの提案にもとづき、地域課題や社会的課題の解決及び地域力の向上に資する事業を団体と市の機関が「協働」して実施し、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

(1) 提案及び実施状況

| 募集区分 | 募集件数 | 提案件数 | 一次審査 通過件数 | 二次審査 通過件数 | 実施件数 |
|--------|--------|------|--------------|--------------|------|
| 自由提案型 | 非公募(※) | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| テーマ設定型 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| 地域力向上型 | おおむね5件 | 3件 | 3件 | 3件 | 3件 |

(※) 自由提案型については、新型コロナウイルス感染症の影響により市の協働体制の確保が困難な状況であったため、前年度からの継続事業のみ受付・実施しました。

令和3年度 あなたのアイデア実現してみませんか？
未来づくりパートナー事業募集！

西宮市では、地域・社会の課題解決や地域力の向上につながる新しい視点からの取組を募集しています。皆さんのアイデアや経験を生かした事業提案をお待ちしています。

募集区分

- テーマ設定型 助成金上限30万円**
市が設定するテーマ(異業種間)に沿った事業を団体(企業・NPO等)と協働して実施するもの。
- 地域力向上型 助成金上限10万円**
地域活動団体が、地域課題の解決や発見に向けた独自の事業を企画・実施し、市が主に資金面でサポートを行うもの。

募集期間
令和3年3月25日(木)
～令和3年4月26日(月)

提案できる団体

次の①～④を満たす非営利活動団体(NPO等)団体、ボランティア団体、自治会等の地域コミュニティ型活動団体など

- 西宮市内に事務所又は活動拠点を有すること。
- 団体の職員が8人以上であり、定款及び事業の責任者が明確であること。
- 組織の運営に関する定款・規約・会則等の定めを行っていること。
- 予算・決算等の事務が適正に行われていること。
- 活動方針、経営方針及び運営方針を目的とする団体でないこと。

お問い合わせ先 西宮市 市民協働推進課(西宮市役所本庁舎7階)
 〒628-8567 西宮市六通中町10番3号
 TEL:0798-35-3764 E-mail:vo_chiki@nishi.or.jp

全体の流れ

市との協議(5月中旬まで)
 ↓
 一次審査(書類)(5月下旬予定)
 ↓
 二次審査(審査会)(6月上旬予定)
 ↓
 結果通知(6月下旬予定)
 ↓
 事業実施(7月上旬～翌年2月)
 ↓
 事業報告(事業完了後)

募集期間
4月26日(月)まで

対象事業

- ① 市民協働による新しい手法が、新規に実施する事業
- ② 地域や社会の課題解決、地域力の向上等に資する新しい取り組みの事業
- ③ 地域内で実施され、花嫁が社会参加となる事業

＜テーマ設定型のみ＞
 ④ 西宮市の経営計画の方向性に沿った内容で、西宮市が協働する事業として
 ⑤ 新たな発想や組織工夫が認められ、地域力の向上に資する事業

テーマ設定型のテーマ(担当課:変化企画課)

テーマ1
 公民の協働やボイラーによる協働を目的とした、民間でのプラスチック製容器包装類回収活動のための取り組みの企画・実施
 この取組は、環境負荷低減のために、本市においては、市民・事業者の皆さんと協働によるマイバグ回収活動やキャンペーンの実施や、マイボトルの流行推進を目的とした地球スボットの取組を検討しているところですが、市の広域のみならず、市民の皆さんの自発的な取り組みを促さなければなりません。そこで、地域等で、思い思いのマイバグを持ち出し(は)マイボトル・マイカップ等の流行を推進する取り組みなど、思いどけのプラスチック製容器包装類回収活動のための取り組みを募集します。

テーマ2
 産官や外資時における食品ロス削減の取り組みの企画・実施
 食料ロス削減はSDGsの目標12「持続可能な消費」に貢献するため、本市においても市民・事業者の皆さんと協働して、食料ロス削減の取り組みを推進しています。そこで、地域等における、フードドライブ拡大に関する取組や、食料ロス削減に関する取り組みを募集します。

この事業は、「まちづくり推進事業」を推進している以下の団体の協力を得て実施しています。
 ● 大塚カズミ社 協 聖徳大学学生 協 ● 有限会社シー・アール・エー 協 ● 協賛企業 協

(2) 西宮市協働事業提案審査会の開催

【開催日】 令和3年6月7日(月) 13:20~16:30

【場所】 西宮市役所第二庁舎4階 B405 会議室

【審査対象】 6事業

- ・コロナ禍の新スタイルで実施する
「地域(まち)のがっこう」
- ・室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう!
- ・平木のみんなで食品ロス『0』をめざそう!!
- ・野菜作り体験と百閒樋を辿る町歩きで地域を知る
- ・オアシスロード開設 50周年記念事業
- ・自治会活動の活性化をめざして



【審査結果】 審査会の審査結果を踏まえ、一次審査を通過した6事業中6事業が採択されました。

＜西宮市協働事業提案審査会委員＞

(令和3年4月1日時点)

| 役職 | 氏名 | 選任区分 | 職業等 |
|-----|-------|-------------|------------------|
| 会長 | 伊丹 康二 | 学識経験者 | 武庫川女子大学准教授 |
| 副会長 | 横田 祥子 | 学識経験者 | 上甲子園地区青少年愛護協議会会長 |
| 委員 | 岡本 孝子 | 市内活動団体からの推薦 | 西宮コミュニティ協会理事 |
| 委員 | 中崎 道生 | 市民 | 公募委員 |

(3) 採択事業について

| | | |
|---|------|--|
| 1 | 事業名 | コロナ禍の新スタイルで実施する「地域（まち）のがっこう」 |
| | 提案団体 | 特定非営利活動法人なごみ |
| | 区分 | 自由提案型 |
| | 関係課 | コミュニティ推進部 地域コミュニティ推進課 生涯学習部 生涯学習企画課 |
| 2 | 事業名 | 室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！ |
| | 提案団体 | 能「西宮」を謡おう！実行委員会 |
| | 区分 | 自由提案型 |
| | 関係課 | 文化スポーツ部 文化振興課 |
| 3 | 事業名 | 平木のみんなで食品ロス『0』をめざそう！！ |
| | 提案団体 | 平木エココミュニティ会議 |
| | 区分 | テーマ設定型 |
| | 関係課 | 環境事業部 美化企画課 |
| 4 | 事業名 | 野菜作り体験と百閒樋を辿る町歩きで地域を知る |
| | 提案団体 | 段上自治会 |
| | 区分 | 地域力向上型 |
| 5 | 事業名 | オアシスロード開設 50 周年記念事業 |
| | 提案団体 | 香櫨園コミュニティ協議会 |
| | 区分 | 地域力向上型 |
| 6 | 事業名 | 自治会活動の活性化をめざして |
| | 提案団体 | 深津自治会推進委員会 |
| | 区分 | 地域力向上型 |

※ 各事業の詳細については、8～13 ページの報告書をご覧ください。

コロナ禍の新スタイルで実施する「地域(まち)のがっこう」

特定非営利活動法人なごみ

(関係課：地域コミュニティ推進課・生涯学習企画課)

事業費 294,470 円

助成額 221,000 円

●当初の課題・事業目的

本事業は、住民が主体となり様々な世代が楽しみながら“自分たちが暮らすまち”を学ぶ「がっこう」を実施することにより、人財発掘と地域づくりを進め、ひとつの実践モデルとして発信することです。平成30年度、令和1年度と協働事業で実施してきた「地域のがっこう」事業を、コロナ禍でも実施可能な形へ変化させて開催し、地域の若い世代が中心となって企画し多世代が参加できる授業を実施することで、地域の空気を変化させていきたいと考えています。



理事長 坪倉 勝

●事業概要

これまで2年間は公民館等の室内を利用し、対面・集団で「まちのことを学ぶ授業」を実施してきましたが、体制新たにオンライン（Zoom）を活用したり、家族や友人・隣人とチームやグループで参加できる授業スタイルや、屋外授業・自宅から参加できる授業などを考え、実施しました。

12月には「ゴミ」、2月には「防災」という住民の生活に馴染みのあるテーマの中で、様々な世代が楽しんで参加できる授業内容を考えた結果、ゴミをテーマにした5つのミッションをクリアしながらまち歩きをする『Gomission ラリー』や、地元の高校生・大学生とオリジナルで作った『防災スゴロク』を活用した授業を実施しました。授業はどの世代からも好評で、今後も継続して地域で実施できる形を作ることが出来ました。



●事業の成果・工夫した点

2年目までは、法人内で「まちのがっこう」運営委員という担当者を決めて実施していましたが、今年度は地元の高校生・大学生で関心のある7名を「企画スタッフ」として巻き込み内容を考えました。授業当日はもちろんのこと、準備段階でも地域の事、授業の内容を話し合う時間が有意義なものになりました。

●苦勞した点・今後の課題

同じテーマの活動(授業)を未就学児から高齢の方まで全員が楽しみ、そして学びのある授業にすることや、その授業をオンラインでも質を落とさずに実施する体制を整えることが非常に難しい点でした。またオンライン授業への参加のハードルをどれだけ今後さげていけるかも課題だと感じました。

●代表者の感想

コロナ禍で地域活動のほとんどが活動を中止している中で、本事業だけを実施することはなかなか難しい部分もありましたが、実施して良かったと思います。特に地元の若者メンバーと意見を交え、企画を創り上げた時間はとても有意義な時間でした。

室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！

能「西宮」を謡おう！実行委員会（関係課：文化振興課）

事業費 544,807 円

助成額 300,000 円

●当初の課題・事業目的

西宮市が「住み続けたい街」として永く市民に愛される街になるためには自分たちの街を再認識し地域への愛着や誇りを感じる事が大切です。地域の文化や歴史に触れ、現在から未来への意識を高めることが必要であるとの思いから、西宮をキーワードとした伝統文化や地域の歴史に親しみ知識を深める機会づくりを目的として開催しました。



代表 寺澤 幸祐

●事業概要

現在は上演されていない能の演目『西宮』をテーマとし、以下の4項目にて実施。

【1】謡ワークショップ（10/24～12/3・全9回・参加費 500 円/回）参加者延べ 50 名

【2】専門家等による講演会（11/28 廣田神社・参加費 500 円/回）参加者 69 名

【3】ワークショップ成果発表と朗読・謡による上演（12/5 西宮市甲東ホール・無料）参加者 47 名

【4】ストーリー絵本制作（1月・25冊を制作、市内図書館等に寄贈）

公演朗読：川邊暁美（アナウンサー）、

講演会登壇：関屋俊彦（関西大学名誉教授）、西井璋（廣田神社宮司）、上念省三（舞台芸術評論家）

絵本挿絵：西村かおり（スタジオかえる）

能楽指導・公演出演：吉井基晴、寺澤幸祐、久田陽春子（団体構成員）

事業統括進行・絵本あらすじ：沖けい（団体構成員）

令和2年度より継続事業。



●事業の成果・工夫した点

年代層や幅を広げるために、謡が初めての人の基礎練習の回、子ども対象の講座を追加。お能や演目への親近感や興味関心を高めるため、朗読や絵本制作のほかにも紙芝居（試作）、あらすじ語りなどを各所に組み入れた。講演会では伝統芸能と地域の歴史的背景をクロスさせ内容をより深めるため、登壇者の鼎談を入れた構成とした。

●苦労した点・今後の課題

催しの実施は緊急事態宣言解除後ではあるもののやはり集まりへの参加を控える動きも見られ、定員越の項目もあるが全体的に予定参加数には至らなかった。施設等での配架チラシの効果が行き渡らないなか、市の広報ソースに頼り市民の方に情報が届いた感がある。反省点とし、情報発信の内容や方法についての検討を課題としたい。

●代表者の感想

2年目の事業を無事に終了でき、多くの好評や応援のお声なども頂いて有難く思っています。歴史や芸能を通して西宮という地への興味や関心が広がる機会になれたのではと感じています。能「西宮」が地域の文化的宝物として、多くの方が知りろさめる曲になるよう今後も活動していきたいと思ひます。

平木のみんなで 食品ロス『0』をめざそう！！

平木エココミュニティ会議（関係課：美化企画課）

事業費 217,482 円

助成額 217,000 円

●当初の課題・事業目的

現代社会において、毎日何万トンの食品が廃棄されている。一方でコロナ禍において食の困窮者が増加している現状もある。この現状を身近な問題と認識し、個人個人の意識を少しずつでも変えていくことで 食品ロス「0」を地域でめざそうということを目指した。

社会問題になっている「食品ロス」問題を小さい単位の地域で取り組むことにより各個人の意識の改善をはかる。



代表 内田 宏美

●事業概要

- ・フードドライブの箱・案内の作成
- ・食品ロスアプリの説明と案内の作成
- ・ミッションビンゴの作成（こどもたちに向けて）
- ・フードドライブを9月より設置（平木小学校・中学校・あおぞら幼稚園・むつみ児童館）
- ・フードドライブの食品回収と施設へのお届け
- ・エコバッグ&ドギーバッグの作成
- ・食品ロスアプリの集計と分析
- ・協力者への持続のお願いとバッグ配布



●事業の成果・工夫した点

当初、食品ロスアプリを自治会の定例会や理事会などで説明することになっていたが、緊急事態宣言等で行けなかったため、アプリの使い方の手紙を作成し、個人的に協力をしてもらった。平木エコで定例で行っている夏休みのミッションビンゴの項目にも加え子どもたちに意識をもってもらえるように工夫した。

フードドライブの箱の設置を小学校・中学校・あおぞら幼稚園・むつみ児童館の4か所に設置できた。どの場所にも中に食品が入っていたので地域の皆さんの意識の高さが認識できた。

●苦労した点・今後の課題

食品ロスアプリを理解してもらうのに苦労した。ドギーバッグの作成依頼の時に、色々な基準があったので、独自の物を作るのが難しかった。

よりたくさんの人に知ってもらって理解してもらうために集まって説明ができないことが多いので、どのような広報をするかが課題である。

フードドライブの食品の管理が課題となる場合があった。

地域のお店に働きかけてドギーバッグのことを知ってもらえると良いとアドバイスをもらったが、なかなかお店に伺うことができなかった。

●代表者の感想

フードドライブの箱を4か所設置しました。どの箱にも日にちが経つにつれてたくさんの食品が入っていました。少しでも多くの人意識をもって食品ロスについて考えることにつながったのではないかと思います。参加者のコメントの中に、「アプリを登録するのは手間だったけど、捨てる量が減ったよ。」「ずっとやったら節約にもなるね。」という声が多かったです。

野菜づくり体験と百間樋を辿る町歩きで地域を知る

事業費 129,668 円

助成額 76,000 円

段上自治会

●当初の課題・事業目的

1000 世帯近い大きな自治会ですが、若いファミリー世代の加入が進まないのが現状。そこで、加入促進の手段として、地域住民が参加できて地域への関心や愛着が深まるような取り組みが必要と考えました。緑の多い地域の資産である田畑を活用して野菜作りと、農業に深い関係がある用水路や百間樋川を歩き、地域の理解を深められるよう企画しました。



会長 安井 進治

●事業概要

対象者 段上自治会の会員及び地域にお住まいの方 実施場所 段上町 3 丁目 5 番地
事業内容 野菜作り体験（畑を耕し種まき・苗植えから収穫まで）と百間樋を辿る町歩きで地域を知る
実施方法 9/9・9/11・9/15 打合せ、肥料等買い出し、行事保険申込み、肥料撒き、堰切り
9/19 案内チラシ全戸配布と掲示板に掲示 10/9 参加申し込み受付 10/10 畑の整備
10/16 畑を耕し種まき・苗植え 講師 清水多計司氏・三善達夫氏（市民農園歴 20 年以上）
10/30・11/14・11/27・12/4・12/11・1/8・2/12 水やり、間引き、収穫など畑の世話
その後は田植の頃前まで各自で適宜収穫、草ぬきなど畑の世話を続ける 延べ 361 人参加
1/16 百間樋を辿る町歩き 段上公民館周辺の水路→ 仁川百間樋出口→ 一丁畑→ 山之井
→ 道標の説明→ 西廣寺→ 公民館まで約 2 時間 講師 甲東文化財保存会会長 立垣初男氏
12 人参加



●事業の成果・工夫した点

種まきから収穫まで天候も良く、日程通り進みました。水やりはバケツに用水路から長ヒシヤクで汲み上げ台車で移動し、バスタブに貯めてジョロに汲んで使用しました。水の確保が大変でしたが、役員や参加者の親子で連携して行いました。町歩きは講師作成の資料に沿って丁寧な説明を受けながら探検しました。

●苦労した点・今後の課題

野菜の成長が悪く 12 月の収穫予定が翌年の 2 月になったり、葉物野菜が虫や鳥に食われる被害が続出し、昨年にない状況に見舞われ寒さ対策や虫よけ対策に追われました。

回を重ねるごとに参加者同士が顔なじみになり親睦も図れたので、今後も告知板を利用して未加入の若い層に自治会加入を呼びかけていきます。

●参加者のコメント

- ・ 11 月に収穫前にミズナなどが虫や鳥に食われガッカリしました。
- ・ 親子で畑作業ができて自然に触れることができ良い経験になった。
- ・ 初心者でちゃんとできるか不安でしたが講師の方に丁寧に教えてもらえて良かった。
- ・ 同時に植えたのに良く育つ畝と育ちが悪い畝とがあり残念でした。
- ・ ファミリーで参加できて出かける場所があり良かった。

(アンケートより)

●当初の課題・事業目的

地域の大きな財産である夙川オアシスロードが開設されて、2020年9月で50周年を迎えます。50年前、高度成長期の真っただ中にあった昭和46年にオアシスロードがスタートしました。当時の夙川東岸道路は、1日4千台もの車が通り、危険性と排気ガスが大きな社会問題になっていました。住民と行政により道路から車を閉め出し左岸道路が「緑の遊歩道」として解放され、「夙川オアシスロード」と命名されました。この全国的にも例のない取組みは、今日、喧伝されるSDGs（持続可能な開発）を先取りしたものです。50周年を迎えることを機に、大きな恩恵を受けている「夙川オアシスロード」の価値を見つめ直し、将来にわたってこの豊かな景観、社会環境を守っていかうとするものです。



代表 平野 茂

●事業概要

- ① 10月16日 香櫨園市民センターに於いて石井市長を迎え、50周年記念事業開催祝典と同時に、山下忠男氏（元西宮文化協会会長）、小西巧治氏（西宮・芦屋研究所）、足立年樹氏（元西宮東高校校長）の三人の講師によるオアシスロードが開設されるまでの状況などや生い立ちについてパネルディスカッションを行う。
聴講者：63人
- ② 同日 小西氏の案内で夙川オアシスロード橋めぐりウォーキングを実施し、夙川に纏わる文豪たちの話やオアシスロードの維持管理は地域住民のボランティア活動に支えられていること、地域住民が日頃受けている恩恵を知る。参加聴講者：84人
- ③ 11月2日～7日 市民ギャラリーにてオアシスロード・香櫨園地域の昔の様子などの判る今昔資料展・子どもの作品展を開催。来場者：476人
- ④ 11月6日 人間に一番近い動物といわれている犬の関西初のわんわんパレードを2号線から酒蔵通まで実施。
参加：49組
- ⑤ 12月2日 地域懇談会実施、地域の各自治会長、各種団体役員17人の参加により、50周年記念の各事業を総括し、今後恒例事業とする。



●事業の成果・工夫した点

当初、香櫨園コミュニティ協議会単独で開催する予定でしたが、皆さんにお知らせしたところ、地域全体で取り組むことになりました。お陰で香櫨園地域全体により一層強い絆ができました。今まで「夙川オアシスロード」の価値に気がつかず、いつも何気なく、通勤・通学・散歩に使っておりましたが、改めて地域住民が「夙川オアシスロード」の大きな価値に気づきました。

●苦勞した点・今後の課題

規模が大きくなり、開催期間が3ヶ月の長い期間になりました。市関係者でも「夙川オアシスロード」の名称を知らない人がいました。中央図書館にも「夙川オアシスロード」に関する書物がないので、今後、その冊子をつくります。上流域の夙川公園域も合同で、「夙川オアシスロード・夙川公園」月間を開催して、地域の大きな行事にしていきたいです。

●参加者のコメント

- ・「阪神間ナンバー1住みたい街」というステータスを得たのは、偶然でなすがままにできたことではないことが、深く印象に残った。今後も継続開催して下さい。
- ・時代背景とともに、オアシスロードの歴史を振り返ることができて楽しかった。ますますオアシスロードが好きになった。西宮市民として誇りに思えた。
- ・地域住民の努力と文化的風土がなければ、夙川の都会の自然、緑の景観は守られなかったのではないかと。
- ・地域住民の努力でオアシスロードの美観を保っている。個人として年間500円の会費を払い清掃活動をしている人もいます！
- ・橋めぐり、パネルディスカッション、今昔写真展、わんわんパレードなど企画がとてもよかった。

●当初の課題・事業目的

深津自治会において地域での人間関係が希薄になりつつあり、役員のなり手がなく、役員の高齢化が問題となっており、自治会の存続が危ぶまれる。

住民自治のあり方を検討するために、長期的課題に取り組む組織「推進委員会」を立ち上げ、その中で自治会未加入の地域住民への広報に取り組むと共に、自治会員の中から役員候補者の発掘に繋げる事で、安定した自治会活動を推し進める。



委員長 和田 健二

●事業概要

自治会員及び町内にお住まいの方に、深津町自治会に関する意識調査のアンケート調査を、書面・対面で実施した。自治会が必要と回答した方は、43名中13名、不要は26名、わからないは4名の回答。不要と答えた26名もイベントには参加しても良いと回答。その結果を考慮し、親子で参加できるイベントを四季に行う伝統行事を取り入れて、七夕まつり、ハイキング、クリスマスイベント等を企画した。七夕まつりはコロナの関係もあり、深津公園・深津西公園で行い、子ども69名の参加があった。

地域の住民に対しての広報をネットを使って配信する仕組みづくりのための勉強会の講師を町内で募集したが見つからず、他自治会で情報収集したところ業者の紹介を受けた。現在は西宮市内の大学等に協力依頼し、情報交換を行っている。



●事業の成果・工夫した点

書面での広報で住民の情報を収集するにあたり、返信先をメールや会館へのポスティング、郵送も可能とした。そのため、子どもの参加のイベントは親子を合わせると毎回80名以上の参加があった。また、保護者がイベントのお手伝いを申し出てくれ、役員も1名ではあるが来期より参加してくれる事になった。

●苦労した点・今後の課題

ネットに関する情報をお持ちの方が地域内ではなかなか見つからなかった。深津自治会にとってより良いネットの活用を考えているので、即業者へ依頼することは控え、今後の展開を模索している。

●代表者の感想

勉強会のアンケート調査で、継続して開催して欲しいという意見が大半であった。また、子ども参加のイベントは公園など外で実施したが、「次はいつ？」と聞かれ、子どもの笑顔が印象に残った。

2 市の機関による協働の取組状況 (条例第 14 条関係)

市は、自治会等の地域活動団体、NPO 等団体、ボランティア団体、大学、企業など、様々な主体との協働事業に取り組んでいます。また、協働には、委託、補助、共催、実行委員会等の形態があり、事業の内容や目的に応じて適切な形態を選択する必要があります。

● 令和 3 年度中の協働事業実施件数 **103 事業**

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、25 事業が中止となりました。

< 団体別内訳 >

| 地域団体 | 等 団体 | 非営利 団体 | 協議会 ・連絡会 | 実行 委員会 | 学校 | 企業 | その他 団体等 |
|------|---------|-----------|-------------|-----------|----|----|------------|
| 30 | 27 | 13 | 15 | 5 | 4 | 3 | 30 |

※ 1 事業で複数団体と協働している場合は、それぞれでカウントしています。

< 協働の形態別内訳 >

| 委託 | 補助・助成等 | 共催 | 実行委員会 | その他 |
|----|--------|----|-------|-----|
| 43 | 18 | 23 | 3 | 19 |

※ 複数の形態に分類される場合については、それぞれの形態でカウントしています。

< 市部局別内訳 >

| 政策 | 総務 | 市民 | 産業 文化 | 健康 福祉 | こども 支援 | 環境 | 都市 | 土木 | 教育 | その他 |
|----|----|----|----------|----------|-----------|----|----|----|----|-----|
| 5 | 1 | 20 | 25 | 23 | 1 | 5 | 1 | 8 | 14 | 1 |

※ 1 事業で複数部局が協働している場合は、それぞれでカウントしています。

● 協働の取組例



姉妹友好都市ウィーク
(スポーケンとの交流写真展)



共生型地域交流拠点運営等
補助事業



地域情報誌
「宮っ子」の発行

Ⅲ 参画と協働の啓発の取組

(条例第5条関係)

1 新入職員研修

- 【実施日】 令和3年4月9日(金) 14:00~14:40
- 【会場】 西宮市役所第二庁舎4階 B405・406 会議室
- 【内容】 新入職員の参画・協働の意識や理解を高めることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例の趣旨や、条例にもとづく取組に関する講義を実施。
- 【講師】 市民協働推進課職員
- 【参加者】 34人(令和3年度新入職員)



2 その他の参画と協働の啓発の取組について

例年、西宮コミュニティ協会と市が共催するコミュニティ推進大会において、講演会「参画と協働のまちづくり」を開催しているほか、市職員を対象とした参画協働研修を実施していますが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送りました。

<参画と協働のシンボルマーク>



「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を推進するとともに、条例の趣旨を広くPRし、参画と協働のまちづくりに関心をもっていただく機会とするため、公募により制定されました。

IV その他の取組

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（条例第 18 条関係）

市の参画と協働の取組について、市以外の観点から検証するために設置された附属機関です。同委員会において、令和 2 年度の参画と協働の取組に関する評価等が下表のとおり行われ、評価の結果及び「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の検証に関する意見をまとめた報告書が、同委員会から市に提出されました。報告書の内容は、市の今後の参画と協働の効果的な取組や見直しに生かしていきます。

(1) 開催結果

| | | |
|-------|------------|--|
| 第 1 回 | 開催日時 | 令和 3 年 7 月 27 日（火） 10 : 00～12 : 30 |
| | 場 所 | 西宮市役所第二庁舎 6 階 B602 会議室 |
| | 主な 審議内容 | <p>① 令和 2 年度の参画の取組の検証について 令和 2 年度に意見提出手続を実施した案件のうち、評価委員会にて抽出された以下の 2 案件の評価が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について（素案）～指定袋制度の導入及び分別区分の見直し～ ・西宮市生涯学習推進計画（素案） <p>② 令和 2 年度の協働の取組の検証について 令和 2 年度に実施された未来づくりパートナー事業（以下の 2 事業）の評価が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！ ・もうひとつの両親学級～ 2 人で子育て、みんなで子育て～ |
| 第 2 回 | 開催日時 | 令和 4 年 2 月 8 日（火） 15 : 00～17 : 15 |
| | 場 所 | オンラインによる開催 |
| | 主な 審議内容 | <p>① 「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の検証の進め方について</p> <p>② 参画に係る条文及び取組に関する検証について</p> <p>各委員から、条例の検証に関する意見が寄せられました。</p> |

※ 評価委員会の議事録及び「参画と協働の取組状況評価報告書」は、市のホームページの「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」のページ（ページ番号：18794032）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会委員>

(～令和3年7月31日)

| 役職 | 氏名 | 選任区分 | 職業等 |
|-----|-------|-----------------|----------------------------|
| 会長 | 直田 春夫 | 学識経験者 | 特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長 |
| 副会長 | 梶 泰享 | 市内活動団体 からの推薦 | 西宮市社会福祉協議会副理事長 |
| 委員 | 横田 祥子 | 学識経験者 | 上甲子園地区青少年愛護協議会会長 |
| 委員 | 岡本 孝子 | 市内活動団体 からの推薦 | 西宮コミュニティ協会常務理事 |
| 委員 | 中西 一人 | 市内活動団体 からの推薦 | 西宮市 NPO と行政との協働会議 |
| 委員 | 荒木 信夫 | 市民 | 公募市民 |
| 委員 | 福田 章 | 市民 | 公募市民 |

(令和3年8月1日～)

| 役職 | 氏名 | 選任区分 | 職業等 |
|-----|-------|-----------------|----------------------------|
| 会長 | 直田 春夫 | 学識経験者 | 特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長 |
| 副会長 | 関 嘉寛 | 学識経験者 | 関西学院大学教授 |
| 委員 | 西明 直子 | 市内活動団体 からの推薦 | 西宮コミュニティ協会専務理事 |
| 委員 | 清水 明彦 | 市内活動団体 からの推薦 | 西宮市社会福祉協議会副理事長 |
| 委員 | 廣田 瑞穂 | 市内活動団体 からの推薦 | 西宮市 NPO と行政との協働会議幹事 |
| 委員 | 荒木 信夫 | 市民 | 市民 |
| 委員 | 江草 淑訓 | 市民 | 公募市民 |
| 委員 | 岸岡 裕昭 | 市民 | 公募市民 |

2 参画の取組予定の公表（条例第 17 条関係）

各担当課における以下の参画の取組予定を一覧にし、市のホームページにて公表しました。

- ・意見提出手続（パブリックコメント）の実施予定
- ・附属機関の開催予定
- ・附属機関の委員公募予定
- ・その他の参画の取組予定

※ 令和 4 年度における取組予定については、市のホームページ「令和 4 年度の参画の取組予定一覧を公表します」のページ（ページ番号：92304431）で公表しています。

3 市民活動等に対する支援制度

市民の皆さんによる自主的・自発的な活動の支援として市が設けている助成金交付、専門家の派遣、物品等の貸与などの様々な支援制度をまとめた一覧を作成し、自治会等 471 団体へ配布しました。

※ 令和 4 年度中に実施又は募集予定の制度については、市のホームページ「市民活動等に対する支援制度」のページ（ページ番号：41897407）で公表しています。

| No. | テーマ | 制度名 | 概要 | 対象団体等 | | 支援内容 | | | | | 補助事項 | 実施・募集時期（予定） | 問合せ先 | 市ホームページ（ページ番号） |
|-----|------|-------------------------|--|-------|--------|----------|---------|-----|-----|-----|---|--------------------|-------------------------|----------------|
| | | | | 地域団体 | 市民（個人） | 物品・備品の貸与 | 施設・情報提供 | その他 | その他 | その他 | | | | |
| 1 | 防災 | 五箇市自治防災組織に係る防災訓練等活動支援事業 | 地域住民における防災意識の向上及び災害時における円滑な防災活動の実施のため、自主防災組織が自主的に取り組む防災訓練等を市が予算の範囲内で支援する。 | ○ | | ○ | ○ | | | | 支援内容は市との協議に基づき決定。 | 随時 | 地域防災支援課 0798-35-3092 | 78844547 |
| 2 | 防災 | 地域防災マップ自主製作作成支援事業 | 地域住民の防災意識の向上及び災害時における円滑な避難行動の実施のため、地域団体等が自主的に取り組む地域防災マップの作成を市が助成支援する。 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | 支援内容は市との協議に基づき決定。 | 随時 | 地域防災支援課 0798-35-3092 | 69605691 |
| 3 | 防災 | 五箇市地域防災資機材整備事業 | 市内の自主防災組織（防消）に属した自主防災組織又は新発足10年以上を経過した自主防災組織が円滑な防災活動を行うのに必要となる防災資機材を整備する。 | ○ | | | ○ | | | | 支援内容は市との協議に基づき決定。 | 随時（市から該当自主防災組織に連絡） | 地域防災支援課 0798-35-3092 | 無し |
| 4 | 防災 | 西宮市地域避難支援制度避難支援準備金補助 | 西宮市地域避難支援制度で活動する避難支援団体の支援者における兵庫県ボランティア・市民活動活動者等へ被災後補償プログラムの参加料分の補助金を交付する。 | ○ | | | | ○ | | | 対象：避難支援団体 条件：震災避難支援準備金の提出 | 随時 | 地域防災支援課 0798-35-3599 | 40677320 |
| 5 | 安全安心 | 食品衛生法前調査 | 市民で10人以上の団体、グループあるいは、市庁の学校・食品関係事業者等を対象に、食品衛生法を指導し、食品衛生をテーマに講座を行う。 | ○ | ○ | | | ○ | | | 新型コロナウイルス感染対策のため交付は中止しています。再開については未定です。 | 随時 | 食品衛生課 0798-26-3668 | 12405133 |
| 6 | 安全安心 | 西宮市自転車マナー地域代表委員会制度 | 地域住民と市が協働して自転車及び原動機付自転車の整備計画に取り組み。 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ボランティア保険代（1人500円）のみ市が負担している。 | 随時 | 自転車対策課 0798-35-3898 | 無し |
| 7 | 安全安心 | 火災予防に関する取組 | 火災予防に関する相談及び緊急火災についての情報提供、消火器の貸出、消防訓練への立ち会い、防火意識の醸成等、火災予防に関する取組を行っています。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 随時 | 消防予防課 0798-32-7313 | 95775266 |

4 まちづくり支援自販機

市内企業や大学のご協力により設置されている「まちづくり支援自販機」を市民の皆さんが利用することで得られた飲料売上の一部が、市内企業等から市に寄附され、参画と協働のまちづくりを推進する事業に活用されています。

●令和3年度寄附金収入 108,109円

| No. | 名 称 | 設置場所 | 設置年月 |
|-----|---------------|---------------|----------|
| 1 | 学校法人甲南学園 | 甲南大学西宮キャンパス内 | 平成21年4月 |
| 2 | 大阪ガス株式会社 | 大阪ガス(株)今津事務所内 | 平成21年6月 |
| 3 | 阪神電気鉄道株式会社 | 阪神甲子園球場内 | 平成22年3月 |
| 4 | 有限会社スリーアップフーズ | 里中町2丁目の敷地内 | 平成28年11月 |

<設置協力のお願ひ>

市は、まちづくり支援自販機の設置にご協力いただける企業や学校を募集しています。自動販売機が設置可能な空きスペースがあるなど、設置にご協力いただける場合は、西宮市市民協働推進課（Tel. 0798-35-3764）までご連絡ください。



西宮市参画と協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
 - (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
 - (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
 - (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
 - (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。
- 3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。
- 4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。
- 5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。
- 6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員会」という。)の立会いの下で行わなければならない。[1]

- 4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。

2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

(1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。

(2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。

2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

(1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。

(2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。

(1) 住民投票に付すべき事項

(2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件

(3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。

3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。

(2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

問合せ先

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階
電 話 : 0798(35)3764
E-mail : vo_chiiki@nishi.or.jp

(令和 4 年 8 月作成)